

## 1. 計画の目的等

### (1) 計画の目的

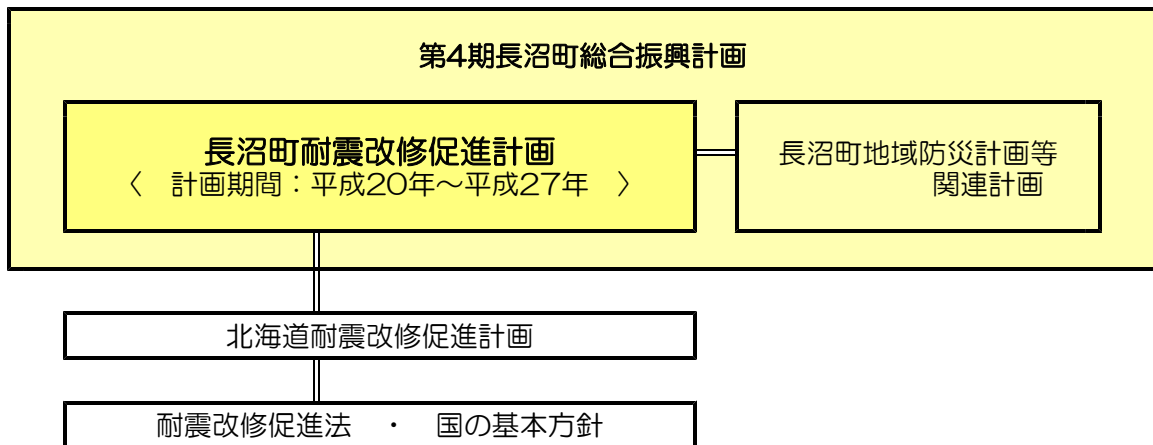
長沼町耐震改修促進計画（以下、「本促進計画」という。）は、安全・安心なまちづくりを推進するため、長沼町区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修等に関する目標を設定し、基本的な方向や具体的な方策などについて定め、長沼町における建築物の耐震改修施策を、総合的かつ体系的に促進することを目的としています。

### (2) 計画の位置付け

平成18年1月26日に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第5条第7項において「市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう務めるものとする」とされています。また、国の方針では、「可能な限り全ての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい」とされています。

以上のことから、本促進計画は、国の基本方針及び平成18年12月に策定された北海道耐震改修促進計画（以下、「道促進計画」という。）を勘案しつつ、長沼町第4期総合振興計画、長沼町地域防災計画等と整合性を図りながら策定するものとしします。

#### ■長沼町耐震改修促進計画の位置付け



### (3) 計画の期間

本促進計画の計画期間は、平成20年度から27年度までの8年間とします。

計画の推進にあたっては、必要に応じ目標や計画内容を見直すこととします。また、制度や大規模な災害等の発生等による対応が必要な場合には、改正を行うものとしします。